

I 目黒区教育委員会教育目標（令和3年6月8日目黒区教育委員会決定）

目黒区教育委員会は、区民の一人ひとりが生涯にわたって学習ができ、伝統と文化への理解を深め、健康で充実した人生を送ることができるように、「学び合い成長し合えるまち」の実現を図る。

特に、子どもたちの健やかな成長を願い

- 他人を思いやり、道徳心のある人間
- 自ら学び、考え、行動する、個性と創造力豊かな人間
- 自然を愛し、美しいものに感動する心をもつ人間

の育成に向けた教育を推進する。

目黒区教育委員会基本方針（令和3年6月8日目黒区教育委員会決定）

目黒区教育委員会は、『教育目標』を達成するため、以下の基本方針及び施策の方向に基づき、総合的に教育施策を推進する。

【基本方針1 人権を尊重する教育の推進】

日本国憲法及び教育基本法に基づき、基本的人権及び個人の尊厳を基調に、あらゆる教育の機会を通して、相互理解や連帯感を培い、偏見や差別をなくすため、人権教育を推進する。

【基本方針2 豊かな生涯学習社会の実現を目指した学習活動の支援】

区民一人ひとりが、新たな知識や技能などを身につけそれぞれ自己実現を図ることは、より生きがいのある人生を送ることに資するものであり、生涯にわたり自由に学習の機会を選択し学ぶとともに、地域社会の形成に寄与できるよう、必要な学習活動を支援する。

【基本方針3 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進】

グローバル化や情報化の急速な進展とともに、価値観が多様化する社会に主体的に対応していくためには、一人ひとりが個人として自立し、また社会の一員としてその発展に寄与する態度を養うことが求められる。

そのため、「生きる力」すなわち、確かな学力の向上を図るとともに、一人ひとりの個性と創造力を伸ばし、問題解決する力、豊かな心、健やかな体をはぐくむ教育を推進する。

【基本方針4 教育への区民参加と地域ぐるみの教育の振興】

子どもたちが、生命を大切にし、一人ひとりが心豊かに健全に育つことを目指して、学校の自主性・自立性を確立したうえで、家庭・地域の願いや意向を反映した学校運営に努める。

家庭・地域が、教育におけるそれぞれの役割と責任を果たすことができるよう支援するとともに、学校・家庭・地域が一体となり、地域全体の教育力を高める。